

浜田市地球温暖化対策実行計画 ((事務事業編))

エコオフィスはまだ・アクションプログラム

浜田市役所からはじめる
地球温暖化対策

～ 浜田市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減推進計画 ～

平成 23 年 12 月
島根県 浜田市

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画

目次

第1章 計画策定の背景

- 1 地球温暖化問題とは 1
- 2 国際的な動きと日本の取組 2
- 3 島根県の取組 4

第2章 浜田市の状況

- 1 浜田市の現状 6
- 2 これまでの取組状況と結果 7

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的 10
- 2 計画の対象範囲 10
- 3 対象とする温室効果ガス 10
- 4 計画の期間 10
- 5 基準年度及び基準値 10

第4章 計画の目標

- 1 数値目標 11
- 2 目標達成に向けた基本方針 11

第5章 取組項目

- 1 施設関係（中長期計画） 12
- 2 施設等の管理・運用関係（管理標準） 16
- 3 職員の行動における重点取組項目 25

第6章 計画の推進

- 1 推進体制 27
- 2 進捗状況の点検・評価・公表 28
- 3 取組項目の見直し 28

資料

- 1 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋） 29
- 2 エネルギーの使用の合理化に関する法律（抜粋） 30
- 3 エネルギーの使用の合理化に関する事業の判断基準（抜粋） 32
- 4 浜田市地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱 37

第1章 計画策定の背景

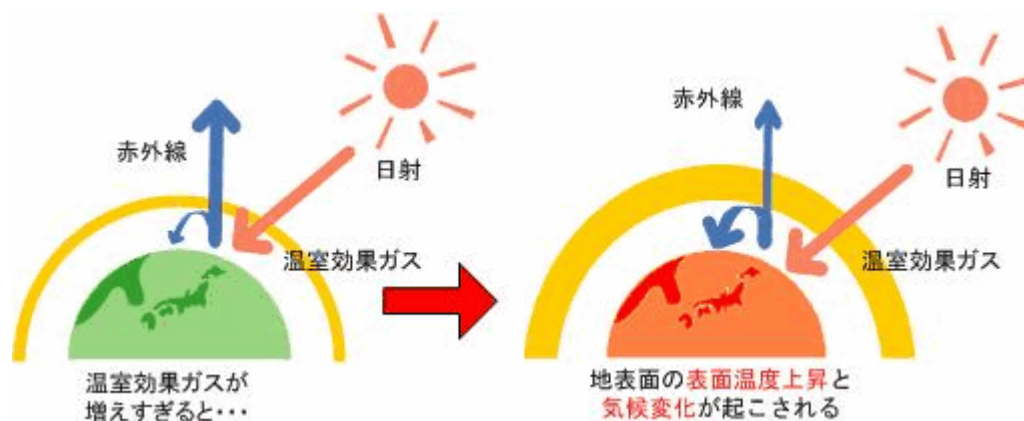
1 地球温暖化問題とは

地球は太陽から地球に降り注ぐ日射エネルギーにより暖められます。暖まった地球は、地表から宇宙に向けて熱（赤外線）を放射します。その熱の多くは宇宙空間に放出されますが、一部は大気の水蒸気や温室効果ガスに吸収されます。大気に吸収された熱は、再び地表に向けて放射され地球を暖めます。この作用を「温室効果」とよびます。

大気には、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などの「温室効果ガス」と呼ばれる気体が含まれています。これらの温室効果ガスにより、地球は人間や動植物にとって住み良い大気温度に保たれています。もし大気中に温室効果ガスが存在しなければ、地表の平均温度は 約 -18°C になると言われています。

ところが、1750 年頃から始まった産業革命以降、石油や石炭などの化石燃料を大量に燃やして使うようになり、その結果、二酸化炭素などの温室効果ガスが人為的に大量に大気中に排出され、温室効果が強まり、地球が過度に温暖化するおそれが生じてきました。これが「地球温暖化」です。

また、二酸化炭素の吸収源である森林を大量に伐採してきたことにより、二酸化炭素の吸収量が減少していることも地球温暖化促進の原因となっています。



2 国際的な動きと日本の取組

地球温暖化防止に関する対策として、1992 年に国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994 年には条約が発効しました。

1997 年には、気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。この中で我が国については、温室効果ガスの総排出量を「2008 年から 2012 年」の第一約束期間に、1990 年レベルから 6%削減するとの目標が定められました。

2010 年 12 月にメキシコのカンクンで開催された COP16 では、次期枠組み交渉の基礎となる「カンクン合意」が採択され、IPCC の 2007 年報告書を踏まえた気温上昇を 2°C 以内に抑えること、京都議定書の第 1 次約束期間（2008～12 年）と 2013 年以降の第 2 次約束期間に空白期間を作らないよう、できる限り早く結論を出すこと、途上国による温室効果ガス排出削減を促す新たな検証制度や支援基金の創設などが明記されました。

また、2009 年のコペンハーゲン合意に基づき、先進国と途上国が示した削減目標・行動に締約国全体で留意することに言及するなど、京都議定書で削減目標のないアメリカや中国にも一層の削減を求める内容となっています。

このように、徐々にではありますが、気温上昇を 2°C 以内に抑える方向で目標の合意と、参加国の拡大を伴う実効的な枠組み構築に向けた国際交渉が進展しています。



国際的な動きを受けて、我が国では、1998 年 6 月に「地球温暖化対策推進大綱」が決定、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が 1998 年 10 月に公布され、1999 年 4 月に施行されています。

この法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、その後の改正を経て、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。

2010 年 1 月には、「コペンハーゲン合意」に賛同し、2020 年までに温室効果ガス排出量を 1990 年比で 25%削減するという目標を、国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、2008 年の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正によって、エネルギー使用量等の報告義務対象が、事業所単位から年間エネルギー使用量が、原油換算 1,500K θ を超える「事業者」単位となりました。これによって、一定規模以上の事業者の公表制度が整備され、システムとして温室効果ガスの削減に取り組むための仕組みが整いつつあります。

2011 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」による原子力事故の発生を受け、日本経済再生に向けたエネルギー政策のあり方や原子力政策の方向性など、今後のエネルギー政策の基本的方向性を検討するための議論が行われています。



3 島根県の取組

島根県においては、2011 年 3 月に「島根県地球温暖化対策実行計画」を策定し、島根県の地域特性を活かし、低炭素社会の実現により持続可能な社会を目指して地球温暖化対策を推進することとし、エネルギー使用量を 2012 年度には 1990 年度に比べて 2%以上の削減、2020 年度には 1990 年度に比べて 8%以上削減するなどの目標を掲げ、次の重点施策を展開することとされています。

《 重点施策 》

- ①温室効果ガス削減対策の見える化により取組を支援する
- ②「島根県地球温暖化対策協議会」を中心として
地球温暖化対策を全県で展開する
- ③森林資源の積極的な活用により森林循環を促進する
- ④しまねの地域特性を活かした新エネルギー導入を促進する
- ⑤地球温暖化対策と経済発展の両立により
産業振興と地域の活性化を図る
- ⑥明るいしまねの未来づくりを担う人材育成のための
環境教育・環境学習を推進する
- ⑦循環型社会の推進に社会全体で取り組む

温室効果ガス削減対策の見える化プラン

生活や事業活動におけるエネルギー使用量や温室効果ガスの排出量、森林における貢献度などについて、迅速にわかりやすく公表する仕組みです。

生活や事業活動における取組において、取組方法や成果がよくわかり、取組を支援する先進的な公表制度として実施していきます。

また、島根県の事務事業における地球温暖化対策の推進は、地方公共団体として、我が国の地球温暖化対策に寄与するだけでなく、地域で果たすべき温室効果ガス削減への役割を率先して担うものとして、「島根県の事務事業に関する実行計画」を定められています。

《島根県の事務事業に関する実行計画》

- 計画の期間 2011年度 ～ 2015年度
- 計画の対象 県の全機関及び指定管理者
- 計画の対象事務及び事業
県が自ら行う事務及び事業並びに
指定管理や委託等により実施する事務及び事業
- 対象とする温室効果ガス
CO₂とし、排出量の算定を行う

〈主な目標〉 (対 2009年度比)

- CO₂排出量 6%削減
- 電気使用量 7%削減
- コピー用紙使用量 6%削減

〈主な取組〉

- (1) オフィス部門における取組
 - ・ 庁舎電気使用量の削減
 - ・ 公用車燃料の削減
 - ・ 庁舎燃料使用量の節減
 - ・ 上水道使用量の節減
 - ・ 用紙使用量の節減
 - ・ 財やサービスの調達
 - ・ ファシリティマネジメントへの取組 ※
- (2) 事業部門における取組
- (3) 学校部門における取組
- (4) 施設・設備の更新における取組
- (5) 新エネルギー導入への取組
- (6) 森林吸収源に対する取組
- (7) 職員への環境研修



※ ファシリティマネジメントとは、
不動産を最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、
運営し、維持するための総合的な管理手段。

第 2 章 浜田市の状況

1 浜田市の現状

(1) エネルギー等の使用状況及び二酸化炭素排出量（平成 22 年度）

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、本市がエネルギー管理を行うべき全ての事務事業におけるエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量であり、本計画における基準値となるものです。

燃料使用量	項目	a. 使用量	単位	b. 排出係数※	二酸化炭素排出量(a×b) (単位：t-CO ₂)
	揮発油(ガソリン・混合油)	12	Kℓ	2.322	28
灯油	402	Kℓ	2.489	1,002	
軽油	4	Kℓ	2.585	11	
A重油	430	Kℓ	2.710	1,166	
液化石油ガス(LPG)	117	t	2.999	350	
都市ガス 13A	301	千m ³	2.294	690	
電気使用量	24,388	千kwh	0.628	15,315	
二酸化炭素排出量合計					18,562

※環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」より

(2) 二酸化炭素排出量上位 10 施設（平成 22 年度）

	施設名	二酸化炭素排出量 (単位：t-CO ₂)
1	浜田浄苑	1,322
2	リフレパークきんたの里	891
3	国民宿舎千畳苑	788
4	本庁舎・庁舎別館	645
5	三隅中央公園屋内プール・多目的運動場	545
6	浜田市学校給食センター	433
7	浜田市美又温泉国民保養センター	431
8	あさひ園	409
9	ミレ岡見（特別養護老人ホーム）	381
10	浜田市総合福祉センター	321

2 これまでの取組状況と結果

(1) 「浜田市地球温暖化対策実行計画書」【前計画】

(エコオフィスはまだ・アクションプログラム) による取組

○計画期間：平成18（2006）年～平成22（2010）年の5年間

○目 標：オフィス部門 10%削減

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 3 月に地球温暖化対策実行計画書を策定し、環境負荷の少ない住みよいまちづくりを進めるため、地域経済の中で大きな役割を占める市が、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量削減に向け、率先して全職員協働のもとに取組み、市民等への普及及び啓発に努めてきました。

具体的に推進するために、「取組項目」を設定し、各職場における日常業務執行などにあたって、各職場に配置した「エコオフィス推進隊」による率先した取組と職場での周知徹底により、計画目標である 10%削減を上回る 17.62%の削減を達成したところです。（下表参照）

(2) 「浜田市地球温暖化対策実行計画書」【前計画】に基づく削減実績状況 (オフィス部門)

年 度	温室効果ガス (Kg)				対前年度		対H17年度 (基準年度)	
	二酸化 炭素	メタン	一酸化 二窒素	合 計	増減量 (kg)	増減比 (%)	増減量 (kg)	増減比 (%)
H17	3,774,131			3,774,131				
H18	3,708,395	30	59	3,708,484	△ 65,647	△ 1.74	△ 65,647	△ 1.74
H19	3,422,412	24	43	3,422,479	△ 286,005	△ 7.71	△ 351,652	△ 9.32
H20	3,256,554	20	41	3,256,615	△ 165,864	△ 4.85	△ 517,516	△ 13.71
H21	3,217,516	25	50	3,217,591	△ 39,024	△ 1.20	△ 556,540	△ 14.75
H22	3,108,943	27	54	3,109,024	△ 108,567	△ 3.37	△ 665,107	△ 17.62

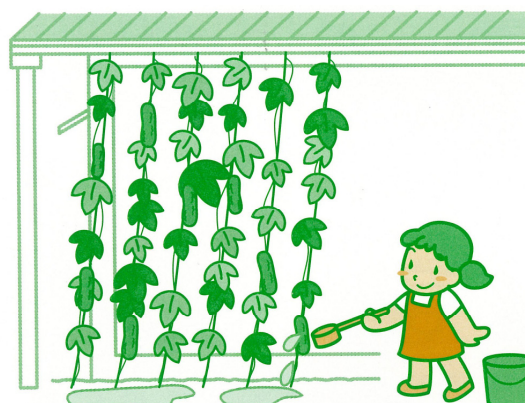
上表の削減実績状況は、前計画の目標設定に基づき、オフィス部門のみを対象とした結果であり、事業部門（上下水道・消防・廃棄物・健康・保健・火葬場・温泉関連施設等）は対象から除外しています。

(3) 取組項目及び評価結果 (3点満点) (平成22年度)

	取組項目		評価平均点
日常業務上の 取組	①	ペーパーレス化の推進	2.69
	②	持込み電器機器の適切な管理	2.17
	③	公用自転車の利用促進	1.75
	④	冷暖房運転時間・設定温度の遵守	2.67
	⑤	庁内LANの有効活用	2.78
	⑥	推進スタッフによる所属職員への普及啓発	1.68
物品などの 購入・使用・廃 棄	⑦	環境保全型製品の購入 (グリーン購入)	1.60
	⑧	詰め替え可能商品の購入	2.48
	⑨	備品購入時の省エネ機器導入	1.76
	⑩	資源ごみの分別の徹底	2.96
施設の 建築・管理	⑪	省エネルギー設備・機器の導入	1.64
	⑫	新エネルギー (太陽光など) の活用	0.62
	⑬	緑化 (グリーンカーテンなど) の推進	1.19
	⑭	関連施設における取組の周知	1.78
職員の行動	⑮	ノーマイカーデーの参加	0.98
	⑯	クールビズ、ウォームビズの実践	2.98
	⑰	エコドライブの実践	2.37
	⑱	マイ箸の持参	1.87
	⑲	マイバッグの持参	2.34
	⑳	グリーンカーテンによる緑化	1.35

※ 「評価平均点」とは、

各取組項目の実施状況を、四半期ごとに各課で自己評価 (3段階採点) した結果の全所属の平均。(3点に近いほど取組が進んでいる)



第 3 章 計画の基本的な考え方

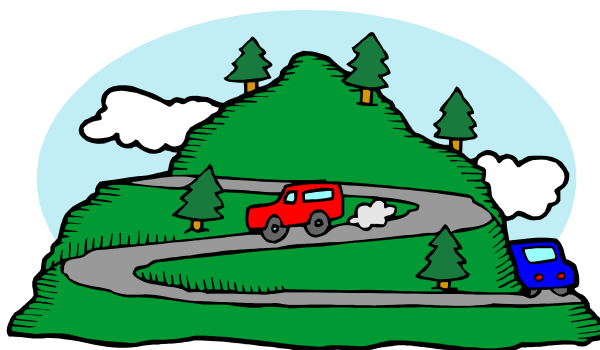
浜田市は、海、山、川、田園などからなる豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために、新たなゆたかさへの道を求め、自然と人間が調和のとれた、潤いのあるまちを目指しています。

特に、地球温暖化対策への積極的な取組として、地球温暖化対策実行計画の策定と取組の推進、はまだエコライフ推進隊の活動支援、新エネルギーの導入促進に取組むこととしています。

このために、本市では、地域の中で大きな役割を占める市が率先して取組むことが、市民や事業者に対する環境意識の高揚に大きな影響を与えることから、事務事業を通して、自ら率先して地球温暖化防止対策に取り組んでいきます。

継続的な地球温暖化対策等に努め、持続可能な社会をめざして全職員が取組むとともに、市民、事業者とも一体となり、環境に配慮したまちづくりを積極的に推進するものです。

なお、浜田市全体における、産業、業務、家庭、運輸の各部門の地球温暖化対策については、「浜田市地球温暖化対策推進計画」（平成20年12月策定）に基づき推進することとしています。



1 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 に基づき、本市の事務及び事業について、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定し、推進するとともに、市民・事業者等の自主的かつ積極的な環境配慮行動の促進を図ることを目的としています。

2 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」における地方公共団体のエネルギー管理の範囲の取扱いとし、本市が設置しているすべての施設における事務事業を対象とします。

したがって、本市の事務事業を行っている施設については、指定管理者制度や委託等により実施する場合であっても本計画の対象とします。

3 対象とする温室効果ガス

「二酸化炭素 (CO₂) 」

京都議定書で削減の対象とされる 6 種類の温室効果ガス（二酸化炭素 (CO₂) 、メタン (CH₄) 、一酸化二窒素 (N₂O) 、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) 、パーフルオロカーボン類 (PFCs) 、六ふっ化硫黄 (SF₆)) の内、日本では二酸化炭素の排出割合が約 95% と高いため、本計画においては二酸化炭素のみを対象とします。

4 計画の期間

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間

5 基準年度及び基準値

平成 22 年度 (二酸化炭素排出量 18,562 t - CO₂)

第 4 章 計画の目標

1 数値目標

平成 22 年度の二酸化炭素排出量を基準として、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 か年で 5%削減（毎年度 1%削減）することを目標とします。

この目標の設定にあたっては、浜田市地球温暖化対策推進計画に掲げる、浜田市全体の二酸化炭素排出量の削減目標及びエネルギーの使用の合理化に関する法律第 5 条の規定に基づき定められた「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の努力目標との整合性を図り、目標数値として設定するものです。

2 目標達成に向けた基本方針

次章に掲げる「施設関係」、「施設等の管理・運用関係」、「職員の行動における重点取組項目」について、全職員、全施設で目標達成に向けて実践活動を推進します。

第 5 章 取組項目

1 施設関係

(エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく中長期計画)

※ 把握・公表可能な範囲で掲載

施設改修等計画（期間：平成 23 年度～平成 27 年度）

内容	施設	数量	効果 開始 年度	二酸化炭素 削減期待効果 (t-CO ₂)
LED 照明設置	栄町公衆トイレ	2 基	H24	0.1
	中央図書館	—	H25	—
	美又温泉国民保養センター	300 基	H26	15.2
	リフレパークきんたの里	300 基	H27	15.2
	弥栄多目的研修集会施設	—	H24	7.1
	三隅図書館	—	H25	—
空調設備更新	金城支所庁舎	9 基	H23	26.2
	さんあいホーム	1 基	H25	42.8
	旭支所庁舎	12 基	H24	34.9
	弥栄多目的研修集会施設	1 基	H24	7.0
太陽光発電システム設置	中央図書館	10 kw	H25	3.0
	長浜小学校	5 kw	H24	1.5
	三隅図書館(竣工年度:H24)	60 kw	H25	17.7
給湯ボイラー更新	美又温泉国民保養センター	2 基	H25	38.4
	ふるさと体験村	1 基	H23	9.0
タービンポンプ更新	美又温泉国民保養センター	1 基	H24	6.1
	湯屋温泉	1 基	H25	6.1

地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 の規定による地方公共団体実行計画

内容	施設	数量	効果開始年度	二酸化炭素削減期待効果 (t-CO ₂)
電気自動車導入	中央図書館	1 台	H25	—
断熱構造	中央図書館	—	H25	—
施設改修	弥栄歯科診療所	—	H25	—
	老人憩いの家	—	H26	—
	老人福祉センター	—	H26	—
合計				230.3

施設廃止等計画（期間：平成 23 年度～平成 27 年度）

内容	施設	効果 開始 年度	二酸化炭素 削減期待効果 (t-CO ₂)
施設廃止・譲渡	有福小学校	H27	13.1
	朝日町公衆便所	H23	0.3
	後野小学校	H25	14.7
	上府小学校	H27	25.3
	国府小学校	H27	45.2
	佐野小学校	H25	20.8
	長浜小学校	H24	33.8
	原井幼稚園	H26	7.8
	あさひ園	H23	408.9
	あさひ荘	H25	141.7
	旭デイサービスセンター	H23	68.4
	市木保育所	H23	8.2
	木田小学校	H25	15.9
	長寿苑	H23	262.8
	井野小学校	H25	19.5
	井野小室谷分校	H25	11.3
	三保児童館	H23	5.2
ミレ岡見	H23	544.7	
施設休止	上来尾浄水場	H27	5.4
	来尾浄水場	H27	5.3
	合計		1658.3

施設新設等計画（期間：平成 23 年度～平成 27 年度）

施設	影響開始 年度	二酸化炭素 影響量 (t-CO ₂)
埋立処分場	H23	—
国府公民館宇野分館	H23	—
中央図書館	H25	—
東部小学校	H27	—
長浜小学校	H24	—
縁の里地域振興施設	H23	—
あさひ荘	H26	—
ごみ処理センター跡地ストックヤード	H26	—
三隅図書館（竣工年度:H24）	H25	—

2 施設等の管理・運用関係（管理標準）

当市における施設等の管理及び運用については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、平成22年10月に当市が「特定事業者」に指定され、年間1%程度のエネルギーの使用の合理化が義務付けられたことに伴い、事務事業の推進における適切なエネルギー使用を図るために、運転管理、省エネ機器への更新等を定めた「管理標準」を策定し、エネルギー使用の合理化を推進するものです。

「管理標準」は自ら運転管理する設備についてエネルギー使用の合理化を目指した使用方法等を定めたもので 一元的に管理可能な基幹設備（受配電、ボイラー、エレベーター、排水浄化設備、給水など）と職員個人や職場単位で管理される一般設備（照明、事務用機器など）に区分して作成します。

この「管理標準」は、本市における合理的なエネルギーの使用を図るために、エネルギー使用設備の管理要領（運転管理、計測・記録、保守・点検）を定めるものであり、作成にあたっては、空気調和設備、ボイラー設備など設備分野ごとに、「運転管理」、「計測記録」、「点検保守」、「新設措置」の4項目について定めるものとします。

なお、具体的な運転管理及び点検保守については、各設備機器のマニュアルによるものとします。

その推進にあたっては、庁舎等施設管理者による基幹設備の管理及び各部選出の推進委員及び各課配置の推進スタッフによる一般設備の具体的取組を行うものとします。

また、関連施設における推進についても、各課配置の推進スタッフを通じた周知を図り、具体的取組を行うものとします。

空調設備		
項目	管理基準	判断基準 番号
運転管理	<p>可能な範囲で運転区画を限定し、ブラインド等により熱の出入を遮蔽し、運転時における負荷の軽減を図るとともに、使用状況に応じて温度、湿度、運転時間等を調整するよう次の管理を行う。</p> <p>① 夏季の冷房温度、冬季の暖房温度は、政府推奨温度に設定する。 夏季(6～9月) …… 冷房 28℃ 冬季(12～2月) …… 暖房 19℃</p> <p>② 中間季は運転を止め、外気導入により環境を維持する。 ③ 終業時は、終業時刻前に停止する。 ④ 特定建築物（延床面積が 3,000m² 以上の建築物、学校の場合は 8,000m² 以上）は、「建築物環境衛生管理基準」に基づき、室内 CO₂ 濃度 1,000ppm 以下を確保できる範囲で外気量を調整する。 ⑤ 運転中は窓及びドアの開閉に注意し、施設利用に支障のない範囲で外気の侵入を防止する。 ⑥ 窓からの熱の出入を遮蔽するためにブラインド、カーテン等を利用する。 ⑦ 直射日光や熱の遮蔽などのためにグリーンカーテンを設置する。</p>	1(1)①ア
計測記録	<p>① 区画ごとに、運転時間、室内温度、湿度を計測・記録する。 ② 特定建築物は「建築物環境衛生管理基準」に基づき、CO₂ 濃度を計測・記録する。（6回/年）</p>	1(1)②ア
点検保守	<p>① フィルター、ファン、コイルの点検、清掃、交換を定期的に行い、良好な状態に維持する。</p>	1(1)③ア
新設措置	<p>① 導入時点での技術と投資効果等により総合的に判断する。</p>	1(1)④ア

【参考】

- ・ 経済産業省「エネルギー対策について」
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律「建築物環境衛生管理基準」

※ 表中「判断基準番号」は資料参照（本計画P32～）

ボイラー設備		
項目	管理基準	判断基準 番号
運転管理	① 空気比は、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の別表第 1(A) (1) の基準値を遵守する。 ② 空調機等の負荷に応じ供給温水の温度、量(供給蒸気の温度、圧力、量)及び運転時間を設定し、過剰な温水(蒸気)や燃料の供給を抑制する。 ③ ボイラーの給水水質の管理は、日本工業規格 B 8223 (ボイラーの給水及びボイラー水の水質) に規定するところにより行う。 ④ 需要に応じて、負荷調整、台数制御等を行い、総合的に運転効率を向上する。	1(2)①イ 1(2)①ウ 1(2)①エ 1(2)①オ
計測記録	① 燃料使用量、給水量、排ガス温度、排ガス中残存酸素量を計測・記録する。 ② 供給温水の温度、量(供給蒸気の温度、圧力、量)等を計測・記録する。 ③ 稼働台数、稼働時間を記録する。	1(2)②ア
点検保守	① 燃焼装置の保守点検 ② ばいじん(すす)、スケール(酸化皮膜)等の除去 ③ 伝熱部の保守点検 ④ 動制御装置、シーケンス(プログラム制御)の保守点検 ⑤ 保温、断熱部の保守 ⑥ スチームトラップの漏れ点検	1(2)③ア 1(2)③イ
新設措置	① 蒸気等の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、適正規模の設備容量のボイラー設備を選定するとともに、高効率なボイラー設備を採用する。	1(2)④イ

【参考】

- ・「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」別表第 1(A) (1)

照明設備		
項目	管理基準	判断基準 番号
運転管理	① 日本工業規格 Z9110(照度基準)又は Z9125(屋内作業場の照明基準)及びこれらに準ずる規格を参考に照度基準を設定し維持する。 ・細かい視作業を行う事務室、設計室 【750～1500[Lx]】 ・事務室、会議室 【300～750[Lx]】 ・応接室、玄関ホール 【200～500[Lx]】 ・廊下、トイレ 【100～200[Lx]】 ・休養室、倉庫 【75～150[Lx]】 ② 適宜調光を行い、過剰又は不要の照明をなくす。 ③ 事務所は、昼休み、不在時は消灯する。 ④ 会議室、倉庫、書庫、トイレは使用時のみ点灯する。	1(3)①ア
計測記録	① 予め測定点を定めて照度を測定・記録する。 計測の高さは以下のとおりとする。 (日本工業規格 C7612 に準ずる高さ) ・室内は床上 80±5cm ・机、作業台は上面または上面+5cm 以内 ・通路は床上 15cm 以下	1(3)②
点検保守	① ランプ、照明器具の定期的な清掃を実施する。 ② 老朽ランプ等を交換する。	
新設措置	① LED 照明や電子回路式安定器 (インバーター) を点灯回路に使用した高効率ランプ蛍光ランプ等省エネ型設備を採用する。 ② 清掃、光源の交換等についての保守性を考慮する。 ③ 照明器具の選択には、被照明場所への照射効率も考慮する。 ④ 昼光を利用できる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮する。 ⑤ 人体感知装置の設置、タイマーの利用、保安設備との連動等を考慮する。	1(3)④ア (ア)～(カ) 1(3)④イ

【参考】

- ・「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」別表第 1(A) (1)

昇降機（エレベーター）		
項目	管理基準	判断基準 番号
運転管理	稼働台数の制御 ① 利用状況に応じた運転台数の制御を実施する。 ② 可能な範囲で、利用者別（市民、職員・従業員、荷物 用等）に運転台数や利用回数を調整する。 ③ 職員の利用は、原則禁止とする。	1(3)①イ
計測記録		
点検保守	① 電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機 械損失を低減するよう保守及び点検を実施する。	1(3)③イ
新設措置	① 新設の場合には、建築物判断基準中、昇降機に関する 事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施する。	1(3)④ウ

【参考】

- ・「建築物に係るエネルギーの使用合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」

受変電設備		
項目	管理基準	判断基準 番号
運転管理	① 変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、全体の効率が高くなるように、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行う。 ② 稼働台数の制御を実施する。 ③ 負荷電力の状況に応じて、自動力率改善装置又は手動操作によりコンデンサー（蓄電器）を稼働・停止させ、受電端力率を 95%以上に維持する。	1(4)①ア 1(4)①イ
計測記録	①電力量 ②電圧 ③電流 ④力率 ⑤最大電力 ①～⑤を定期的に計測し、標準値と比較し差異が大きい場合は原因を究明し対策を講じる。	1(4)②
点検保守	① 受変電設備を良好な状態に維持するため、日常保守点検及び定期保守点検を行う。	1(4)③
新設措置	① エネルギー損失の少ない機器を採用するとともに、需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、配置・配電電圧・設備容量を決定する。	1(4)④ア

事務用機器・民生用機器		
項目	管理基準	判断基準 番号
運 転 管 理	① 不要時の運転停止の徹底。 ② 省電力モード、適切な温度設定等効率的な機器設定を行う。 ③ パソコンは省電力モードの自動設定を有効にする。 ④ 電気ポット、コーヒーメーカー、冷蔵庫などは、複数課で共同設置する。	1(6)①
計 測 記 録		
点 検 保 守	① 事務用機器の機械損失を低減するよう、必要に応じて定期的に保守及び点検を実施する。	1(6)②
新 設 措 置	① 導入時点での技術と投資効果等により総合的に判断する。 ② 持込み家電は、必要最低限に留める。	

ポンプ・ファン等の回転体		
項目	管理基準	判断基準 番号
運転管理	① 不要時の運転の停止。 ② 稼働台数の調整、負荷の適正配分の実施。 ③ 台数制御、回転数の変更、配管変更、インペラーカット（羽車の外径加工）、回転数制御等により、送水量、圧力（吐出圧力・吸込圧力）を調整する。	2(6-1)①ア 2(6-1)①イ 2(6-1)①ウ
計測記録	① 配電元電圧、電流、圧力（吐出圧力、吸込圧力）の記録	2(6-1)②
点検保守	① 電動機等の保守点検 <ul style="list-style-type: none"> ・ 振動測定 ・ 油量 ・ 油漏れ ・ 各部損傷箇所 ② ポンプ、ファン、圧縮機、コンベア等の保守点検 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配管の流体漏れ ・ 詰り掃除 ・ 各部損傷箇所 	2(6-1)③ア 2(6-1)③イ
新設措置	① 回転数制御装置の導入等、負荷変動に対応し運転状態を調整し易い構造のものを導入する。	2(6-1)④

自動車		
項目	管理基準	判断基準 番号
運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ① 不要な荷物の積載除去の徹底。 ② 乗り合わせの推奨。 ③ エコドライブの徹底。 ④ 近距離の自転車活用。 	
計測記録	<ul style="list-style-type: none"> ① 公用車運転日報により、走行距離、燃料使用量等を記録する。 	
点検保守	<ul style="list-style-type: none"> ① 乗車前点検の徹底 ② タイヤ空気圧の適正化 	
新設措置	<ul style="list-style-type: none"> ① 導入時点での技術と投資効果等により総合的に判断する。 	

3 職員の行動における重点取組項目

	No.	項目	内容
電気消費量の削減	1	照明：始業前	始業前の照明は原則として消灯
	2	照明：昼休み	昼休みの照明は原則として消灯
	3	照明：終業後	終業後の早急な消灯・退庁 残業時は必要な照明以外消灯
	4	照明：常時	会議室、更衣室、給湯室、トイレなどの照明は使用時のみ点灯し、使用後は消灯
	5	電化製品	夜間や土日など長時間使用しない電化製品は、コンセントを抜くなど待機電力の削減
	6	エレベーター	エレベーターの使用は原則禁止
	7	ノー残業デー	毎週水曜日のノー残業デーの遵守 ノー残業デー以外の残業の削減
	8	服装	夏季の軽装（クールビズ）や冬季の重ね着（ウォームビズ）など冷暖房温度の適温管理に対応した能率的な服装
燃料消費量の削減	9	エコドライブ：やさしい運転	急発進、急加速を行わず、速度変化の少ない安全な運転の実施
	10	エコドライブ：エンジンブレーキ	車間距離に余裕を持ち、停止前や下り坂では早めのアクセルオフ
	11	エコドライブ：アイドリングストップ	荷物の積み下ろし時など、停車中のアイドリングストップ
	12	公用車の乗り合わせ	公用車の乗り合わせの徹底
	13	自転車利用	近距離の移動は公用自転車の利用や徒歩
資源有効活用 ごみ削減	14	節水	トイレや給湯室で不要な水を流さない 汚したらすぐに綺麗にする
	15	環境配慮型製品の購入	エコマーク、グリーンマーク商品など環境配慮型製品や繰返し使用可能な製品の購入
	16	古紙分別	使用済みコピー用紙、新聞紙、冊子など再資源化可能な古紙の分別
	17	紙の節約：印刷枚数	両面コピー、両面印刷、冊子印刷を原則とし、配布先、印刷部数を精査
	18	紙の節約：再利用	使用済み用紙の裏面を F A X 用紙やメモ用紙等へ活用
推進	19	推進スタッフ：所属職員	推進スタッフによる所属職員への普及啓発
	20	推進スタッフ：関連施設	推進スタッフによる関連施設への普及啓発及び管理標準の周知徹底

〈参考〉 取組項目実施の効果の目安

○ 消灯の徹底

本庁舎で始業前・昼休み・終業後の消灯を徹底し、
今までより、毎日 1 時間の消灯を実施した場合。



→ 本庁舎照明の電気使用量 **12% 削減!**

○ エコドライブ

ふんわりアクセル「e スタート (5 秒間で時速 20Km の加速)」
に取り組んだ場合。

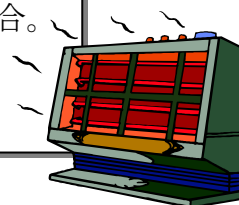


→ 平均燃費 **10% 向上!**

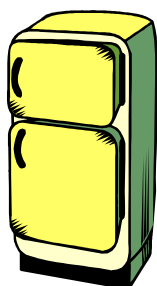
公用車 10 台の実施で、新たに 1 台分のガソリンがまかなえる。

○ 持ち込み家電 (電気ストーブ) の撤去

個人所有の電気ストーブ (1,000W) を 30 台撤去した場合。



→ 本庁舎全体の電気使用量 **2.6% 削減!**



○ 電気ポット、コーヒーメーカー、冷蔵庫の共同設置

複数の課で共同設置し、5 台ずつ削減した場合。

→ 本庁舎全体の電気使用量 **0.4% 削減!**

本庁舎では、平成 21 年度に空調の省エネ改修を実施しました。

それでも、ワンフロアの運転で、

家庭用エアコン (2.2Kw) 57 台分 のエネルギーを消費しています。
運転時間や設定温度へのご理解ご協力をお願いします。

第 6 章 計画の推進

1 推進体制

本計画に掲げる目標を達成するためには、中長期計画及び重点取組項目などの取組項目について、全職員、全施設を挙げて実践活動を推進することが不可欠です。

このため、全庁的な推進組織として平成21年2月に設置した「浜田市地球温暖化対策実行計画推進委員会（はまだエコオフィス推進隊）」を中心に、当市の事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出削減などの取組を推進します。

また、毎年度、取組結果を調査・評価し公表するとともに、必要に応じて見直しを行います。

《はまだエコオフィス推進隊》

設置：平成 21 年 1 月 8 日

所掌事項

- (1) 実行計画の進捗状況等の点検及び評価に関すること。
- (2) 実行計画の見直しに関すること。
- (3) 全体の調整に関すること。
- (4) その他、実行計画に関すること。

活動内容

- (1) 各職場や施設における本計画の推進
- (2) 各職場や施設におけるエネルギー使用量等の調査、把握
- (3) 重点取組項目の進捗状況の点検、評価
- (4) 実行計画の見直しなど、実行計画全般に関すること

2 進捗状況の点検・評価・公表

本計画の基本方針において、各種の取組項目について、全職員、全施設で目標達成に向けた実践活動を推進することとしています。

より効果的な推進を図るために、毎年の取組結果について、調査・点検・評価・公表し、見直しを行う必要があります。

このため、本計画の点検・評価・公表の方法を以下のとおり定め、その運用については、推進委員会において協議のうえ進めます。

(1) 点検、評価の方法

「施設関係（中長期計画・ハード面での取組）」については、毎年度、中期財政計画及び各課における中長期の事業方針の進捗状況に基づき、点検及び評価を実施します。

また、「職員の行動における重点取組項目」（ソフト面での取組）については、四半期ごとに、エコオフィス推進隊推進スタッフの協力により、職場ごとに取組結果を集約し、点検及び評価を実施します。

(2) 点検、評価結果の公表（法第 21 条第 3 項）

○公表の内容

- ・ 二酸化炭素排出量及び削減目標に対する達成状況
- ・ 重点取組項目の実施評価結果

○公表の方法

- ・ 市ホームページ及び広報はまだ等を利用して公表します。

3 取組項目の見直し

計画の期間中における、社会経済情勢の変化、技術の進歩に関する情報を継続的に収集し、各年度の取組結果を踏まえて、「施設関係（中長期計画・ハード面での取組）」、「施設等の管理・運用関係（管理標準）」及び「職員の行動における重点取組項目（ソフト面での取組）」について、必要に応じて見直しを行います。

資料

1 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

2 エネルギーの使用の合理化に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（特定事業者の指定）

第七条 経済産業大臣は、工場等を設置している者（第十九条第一項に規定する連鎖化事業者を除く。第三項において同じ。）のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

- 2 前項のエネルギーの年度の使用量は、政令で定めるところにより算定する。
- 3 工場等を設置している者は、その設置しているすべての工場等の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が第一項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置しているすべての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された者（以下「特定事業者」という。）については、この限りでない。
- 4 特定事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。
 - 一 その設置しているすべての工場等につき事業の全部を行わなくなったとき。
 - 二 その設置しているすべての工場等における第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量について第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなったとき。
- 5 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該者につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認め

られるときも、同様とする。

- 6 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該者が設置している工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

3 エネルギーの使用の合理化に関する事業の判断基準（抜粋）

1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

(1) 空気調和設備、換気設備に関する事項

① 空気調和設備、換気設備の管理

ア. 空気調和の管理は、空気調和を施す区画を限定し、ブラインドの管理等による負荷の軽減及び区画の使用状況等に応じた設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等についての管理標準を設定して行うこと。なお、冷暖房温度については、政府の推奨する設定温度を勘案した管理標準とすること。

② 空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録

ア. 空気調和を施す区画ごとに、温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。

③ 空気調和設備、換気設備の保守及び点検

ア. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、保温材や断熱材の維持、フィルターの目づまり及び凝縮器や熱交換器に付着したスケールの除去等個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。

④ 空気調和設備、換気設備の新設に当たっての措置

ア. 空気調和設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条に基づき定める建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準となるべき事項（以下「建築物判断基準」という。）中、空気調和に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。

(2) ボイラー設備、給湯設備に関する事項

① ボイラー設備、給湯設備の管理

ア. ボイラー設備は、ボイラーの容量及び使用する燃料の種類に応じて空気比についての管理標準を設定して行うこと。

イ. ア. の管理標準は、別表第1（A）に掲げる空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定すること。

- ウ. ボイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間に関する管理標準を設定し、適切に運転し過剰な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくすこと。
- エ. ボイラーへの給水は水質に関する管理標準を設定し、水質管理を行うこと。
なお、給水水質の管理は、日本工業規格 B 8223（ボイラーの給水及びボイラー水の水質）に規定するところ（これに準ずる規格を含む。）により行うこと。
- オ. 複数のボイラー設備を使用する場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定し、適切な運転台数とすること。

② ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録

- ア. ボイラー設備は、燃料の供給量、蒸気の圧力、温水温度、排ガス中の残存酸素量、廃ガスの温度、ボイラー給水量その他のボイラーの効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。

③ ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検

- ア. ボイラー設備の効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。
- イ. ボイラー設備の保温及び断熱の維持、スチームトラップの蒸気の漏えい、詰まりを防止するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。

④ ボイラー設備、給湯設備の新設に当たっての措置

- イ. ボイラー設備を新設する場合は、蒸気等の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、適正規模の設備容量のボイラー設備を選定するとともに、エコマイザー等を搭載した高効率なボイラー設備を採用すること。

(3) 照明設備、昇降機、動力設備に関する事項

① 照明設備、昇降機の管理

- ア. 照明設備は、日本工業規格 Z 9110（照度基準）又は Z 9125（屋内作業場の照明基準）及びこれらに準ずる規格に規定するところにより管理標準を設定して使用すること。また、過剰又は不要な照明をなくすように管理標準を設定し、調光による減光又は消灯を行うこと。
- イ. 昇降機は、時間帯や曜日等により停止階の制限、複数台ある場合には稼働台数の制限等に関して管理標準を設定し、効率的な運転を行うこと。

② 照明設備に関する計測及び記録

照明設備は、照明を施す作業場所等の照度の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に計測し、その結果を記録すること。

③ 照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検

イ. 昇降機は、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。

④ 照明設備、昇降機の新設に当たっての措置

ア. 照明設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、建築物判断基準中、照明設備に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。

(ア) 電子回路式安定器（インバーター）を点灯回路に使用した蛍光ランプ（Hf 蛍光ランプ）等省エネルギー型設備の導入について考慮すること。

(イ) 高輝度放電ランプ（HIDランプ）等効率の高いランプを使用した照明器具等省エネルギー型設備の導入について考慮すること。

(ウ) 清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮すること。

(エ) 照明器具の選択には、光源の発光効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率を考慮すること。

(オ) 昼光を使用することができる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮すること。

(カ) 不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置（タイマー）の利用又は保安設備との連動等の実施を考慮すること。

イ. 特定機器に該当する照明設備に係る機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。

ウ. 昇降機を新設する場合には、建築物判断基準中、昇降機に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。

(4) 受変電設備、BEMSに関する事項

① 受変電設備の管理

ア. 変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行うこと。

イ. 受電端における力率については、95 パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御するように管理標準を設定して管理すること。

② 受変電設備に関する計測及び記録

事務所その他の事業場における電気の使用量並びに受変電設備の電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。

③ 受変電設備の保守及び点検

受変電設備は、良好な状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。

④ 受変電設備、BEMS の新設に当たっての措置

ア. 受変電設備を新設する場合には、エネルギー損失の少ない機器を採用するとともに、電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、受変電設備の配置、配電圧、設備容量を決定すること。

(6) 事務用機器、民生用機器に関する事項

① 事務用機器の管理

事務用機器の管理は、不要運転等がなされないよう管理標準を設定して行うこと。

② 事務用機器の保守及び点検

事務用機器については、必要に応じ定期的に保守及び点検を行うこと。

2 工場等（1 に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化

(6-1) 電動力応用設備、電気加熱設備等

① 電動力応用設備、電気加熱設備等の管理

ア. 電動力応用設備については、電動機の空転による電気の損失を低減するよう、始動電力量との関係を勘案して管理標準を設定し、不要時の停止を行うこと。

イ. 複数の電動機を使用するときは、それぞれの電動機の部分負荷における効率を考慮して、電動機全体の効率が高くなるように管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行うこと。

ウ. ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等の流体機械については、使用端圧力及び吐出量の見直しを行い、負荷に応じた運転台数の選択、回転数の

変更等に関する管理標準を設定し、電動機の負荷を低減すること。なお負荷変動幅が定常的な場合は、配管やダクトの変更、インペラーカット等の対策を検討すること。

② 電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録

電動力応用設備、電気加熱設備等の設備については、電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。

③ 電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検

ア. 電動力応用設備は、負荷機械、動力伝達部及び電動機における機械損失を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。

イ. ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等の流体機械は、流体の漏えいを防止し、流体を輸送する配管やダクト等の抵抗を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行うこと。

④ 電動力応用設備の新設に当たっての措置

電動力応用設備であって常時負荷変動の大きい状態で使用することが想定されるような設備を新設する場合には、負荷変動に対して稼働状態を調整しやすい設備構成とすること。

4 浜田市地球温暖化対策実行計画推進委員会（はまだエコオフィス推進隊） 設置要綱

（目的及び設置）

第 1 条 浜田市地球温暖化対策実行計画（エコオフィスはまだ・アクションプログラム）（以下、「実行計画」という。）に基づき、浜田市における事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出削減などの取り組みを推進するため、浜田市地球温暖化対策実行計画推進委員会（エコオフィス推進隊）（以下、「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。

- (1) 実行計画の進捗状況等の点検及び評価に関すること。
- (2) 実行計画の見直しに関すること。
- (3) 全体の調整に関すること。
- (4) その他、実行計画に関すること。

（組織）

第 3 条 推進委員会は、委員長及び委員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 委員長は、市民環境部長とし、委員会を代表する。

3 委員は、各部主管課長及び各支所環境担当課長等をもって充てる。

（会議）

第 4 条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

（推進スタッフ）

第 5 条 実行計画の円滑な推進を図るため、各課（課に相当する組織を含む。）に推進スタッフを置く。

2 推進スタッフは、各課の庶務担当職員等で、所属長が推薦する者をもって充てる。

（事務局）

第 6 条 委員会の事務局は、くらしと環境課に置く。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

島根県 浜田市

浜田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成23（2011）年12月

浜田市 市民環境部 くらしと環境課

〒697-8501 島根県 浜田市 殿町1番地

TEL (0855) 25-9420 FAX (0855) 23-6941

E-mail kankyoushou@city.hamada.shimane.jp